

# 平成 30 年 度

## 第 2 回 堺市国民健康保険運営協議会

### 《参考資料》

平成 31 年 1 月 11 日 大阪府市町村国民健康保険主管課長会議 資料

- 1 平成 31 年度国保「市町村標準保険料率」の算定結果について（概要）
- 2 平成 31 年度都道府県標準保険料率及び市町村標準保険料率 算定結果
- 3 平成 31 年度の事業費納付金の本算定結果（概要）

平成 30 年 1 月 23 日 平成 29 年度第 2 回堺市国民健康保険運営協議会 資料

- 4 激変緩和措置のイメージ

平成 31 年 1 月 25 日

## 平成 31 年度国保「市町村標準保険料率」の算定結果について(概要)

平成 31 年 1 月 1 日  
健康医療部国民健康保険課

### 【算定結果概要 (平成 31 年 1 月確定係数)】

市町村標準保険料率 (大阪府統一保険料率)

	所得割	均等割	平等割	賦課限度額
医療分	8.57%	29,713円	31,799円	58万円
後期分	2.69%	9,249円	9,898円	19万円
介護分	2.58%	19,134円	0円	16万円

(参考：平成 30 年度)

	所得割	均等割	平等割	賦課限度額
医療分	7.98%	27,311円	29,668円	54万円
後期分	2.69%	9,178円	9,970円	19万円
介護分	2.32%	17,062円	0円	16万円

### 【算定の前提】

- 国から示された確定係数に基づき、算出した平成 31 年度保険料率である。

### 【主な算定条件 (概要)】

- 府内全体で必要な事業費納付金総額を算定し、市町村ごとの所得水準、被保険者数、世帯数に応じて按分
- 統一保険料率となるよう、市町村ごとの医療費水準は反映しない
- 保険料算定式  
医療分・後期分：3 方式 ⇒ 所得割、応益割 (均等割 6 : 平等割 4)  
介護分：2 方式 ⇒ 所得割、応益割 (均等割)
- 平成 30 年度からの追加公費のうち、普通調整交付金・特別調整交付金 (子ども被保険者数)・保険者努力支援制度 (都道府県分) 等を算入  
(※激変緩和用暫定措置分、保険者努力支援制度 (市町村分) 等は算入しない)

### 【主な変動要因 (概要)】

- 算定上の推計被保険者数 約 194.3 万人 (▲約 10.6 万人)
- 算定上の 1 人当たり医療費単年度伸び率 2.3%
- 算定上の 1 人当たり費用  
(増要因) 保険給付費の自然増 (約 1.5 万円)、後期高齢者支援金の増 (約 0.1 万円)、介護納付金の増 (約 0.6 万円)、  
(減要因) 国公費の増 (0.9 万円)、前期高齢者交付金 (平成 29 年度分精算後) の増 (0.1 万円)

### 【保険料抑制のための工夫】

- 標準収納率を見直し (市町村単純平均値 91.85% ⇒ 92.87%)
- 府 2 号繰入金を活用した府独自インセンティブ財源を活用 (約 12 億円)
- 算定可能な特別調整交付金への算入項目追加 (約 0.2 億円 ⇒ 約 9.4 億円)
- 府 1 号繰入金を活用した府激変緩和措置財源を拡充 (約 8 億円 ⇒ 約 40.5 億円)

平成31年度 都道府県標準保険料率 及び 市町村標準保険料率 算定結果

参考2

【前提】

平成28年度からの一人当たり診療費の伸び率(推計)(単年度) 2.3%

【算定結果】

1 市町村標準保険料率(大阪府統一保険料率)

医療分			支援金分			介護分		
所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
8.57%	29,713円	31,799円	2.69%	9,249円	9,898円	2.58%	19,134円	-

※市町村標準保険料率(統一保険料率)とは、都道府県内の保険料算定ルールにより、算定するもの(大阪府による激変緩和措置を講じる前の保険料率)。(医療分、支援金分は3方式(所得割、均等割、平等割)、介護分は2方式(所得割、均等割)で算出)

2 市町村標準保険料率

市町村名	医療分			支援金分			介護分		
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
大阪市	8.57%	29,713円	31,799円	2.69%	9,249円	9,898円	2.58%	19,134円	-
堺市	8.17%	28,327円	30,315円	2.69%	9,249円	9,898円	2.58%	19,134円	-
岸和田市	8.57%	29,713円	31,799円	2.69%	9,249円	9,898円	2.58%	19,134円	-
豊中市	7.49%	25,992円	27,816円	2.65%	9,140円	9,782円	2.53%	18,780円	-
池田市	8.57%	29,713円	31,799円	2.69%	9,249円	9,898円	2.58%	19,134円	-
吹田市	8.18%	28,374円	30,366円	2.69%	9,249円	9,898円	2.58%	19,134円	-
泉大津市	8.28%	28,722円	30,738円	2.49%	8,577円	9,179円	2.39%	17,704円	-
高槻市	7.54%	26,143円	27,978円	2.69%	9,249円	9,898円	2.58%	19,134円	-
貝塚市	8.02%	27,811円	29,763円	2.37%	8,175円	8,748円	2.28%	16,875円	-
守口市	8.57%	29,713円	31,799円	2.69%	9,249円	9,898円	2.58%	19,134円	-
枚方市	7.33%	25,407円	27,191円	2.69%	9,249円	9,898円	2.43%	18,017円	-
茨木市	7.76%	26,929円	28,819円	2.69%	9,249円	9,898円	2.49%	18,423円	-
八尾市	8.25%	28,621円	30,630円	2.52%	8,687円	9,297円	2.36%	17,459円	-
泉佐野市	8.57%	29,713円	31,799円	2.69%	9,249円	9,898円	2.58%	19,134円	-
富田林市	8.53%	29,572円	31,648円	2.69%	9,249円	9,898円	2.58%	19,134円	-
寝屋川市	7.71%	26,737円	28,614円	2.69%	9,249円	9,898円	2.45%	18,127円	-
河内長野市	8.57%	29,713円	31,799円	2.69%	9,249円	9,898円	2.58%	19,134円	-
松原市	8.49%	29,453円	31,521円	2.69%	9,249円	9,898円	2.58%	19,134円	-
大東市	8.23%	28,560円	30,565円	2.69%	9,249円	9,898円	2.58%	19,134円	-
和泉市	8.01%	27,789円	29,740円	2.68%	9,244円	9,892円	2.37%	17,531円	-
箕面市	8.45%	29,312円	31,370円	2.62%	9,026円	9,660円	1.87%	13,871円	-
柏原市	8.52%	29,559円	31,634円	2.69%	9,249円	9,898円	2.58%	19,134円	-
羽曳野市	7.60%	26,371円	28,222円	2.69%	9,249円	9,898円	2.57%	19,046円	-
門真市	7.66%	26,552円	28,416円	2.69%	9,249円	9,898円	2.42%	17,962円	-
摂津市	8.40%	29,132円	31,176円	2.69%	9,249円	9,898円	2.58%	19,134円	-
高石市	8.57%	29,713円	31,799円	2.69%	9,249円	9,898円	2.58%	19,134円	-
藤井寺市	8.57%	29,713円	31,799円	2.69%	9,249円	9,898円	2.58%	19,134円	-
東大阪市	8.26%	28,641円	30,652円	2.69%	9,249円	9,898円	2.58%	19,134円	-
泉南市	8.57%	29,713円	31,799円	2.69%	9,249円	9,898円	2.58%	19,134円	-
四條畷市	7.78%	26,973円	28,867円	2.69%	9,249円	9,898円	2.58%	19,134円	-
交野市	7.90%	27,414円	29,338円	2.62%	9,016円	9,649円	2.58%	19,134円	-
島本町	8.57%	29,713円	31,799円	2.69%	9,249円	9,898円	2.58%	19,134円	-
豊能町	8.22%	28,504円	30,505円	2.69%	9,249円	9,898円	2.44%	18,088円	-
能勢町	8.29%	28,736円	30,754円	2.59%	8,905円	9,530円	1.94%	14,344円	-
忠岡町	8.33%	28,902円	30,931円	2.69%	9,249円	9,898円	2.58%	19,134円	-
熊取町	8.57%	29,713円	31,799円	2.69%	9,249円	9,898円	2.58%	19,134円	-
田尻町	7.91%	27,449円	29,375円	2.69%	9,249円	9,898円	2.39%	17,707円	-
阪南市	8.57%	29,713円	31,799円	2.69%	9,249円	9,898円	2.58%	19,134円	-
岬町	8.38%	29,048円	31,087円	2.69%	9,249円	9,898円	2.58%	19,134円	-
太子町	7.63%	26,453円	28,310円	2.60%	8,963円	9,592円	2.48%	18,366円	-
河南町	8.52%	29,562円	31,637円	2.69%	9,249円	9,898円	2.58%	19,134円	-
千早赤阪村	7.11%	24,666円	26,397円	2.69%	9,249円	9,898円	2.58%	19,134円	-
大阪狭山市	7.99%	27,713円	29,658円	2.69%	9,249円	9,898円	2.51%	18,570円	-

※市町村標準保険料率とは、都道府県内の保険料算定ルールにより、算定するもの(大阪府による激変緩和措置を講じた後の保険料率)。

(医療分、支援金分は3方式(所得割、均等割、平等割)、介護分は2方式(所得割、均等割)で算出)

※6年間の激変緩和措置期間については、実際に各市町村が賦課する際の保険料率は、この保険料率と異なる場合がある。

※平成28年度保険料収納必要額(決算ベース(繰入なし))と平成31年度保険料収納必要額(繰入なし)を比べ、一人当たり保険料額が上昇する市町村には、保険料の各区分(医療分・支援金分・介護分)ごとで激変緩和措置を講じている。

3 都道府県標準保険料率

医療分		支援金分		介護分	
所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
8.21%	47,537円	2.67%	15,341円	2.52%	18,788円

※都道府県標準保険料率とは、全国統一の保険料算定ルールにより、都道府県比較を行うもの。

(2方式(所得割、均等割)で算出)

※大阪府による激変緩和措置を講じた後の保険料率。

## 平成31年度の事業費納付金の本算定結果（概要）

### 【主な変動要因】

#### ◀保険料の主な増要素▶

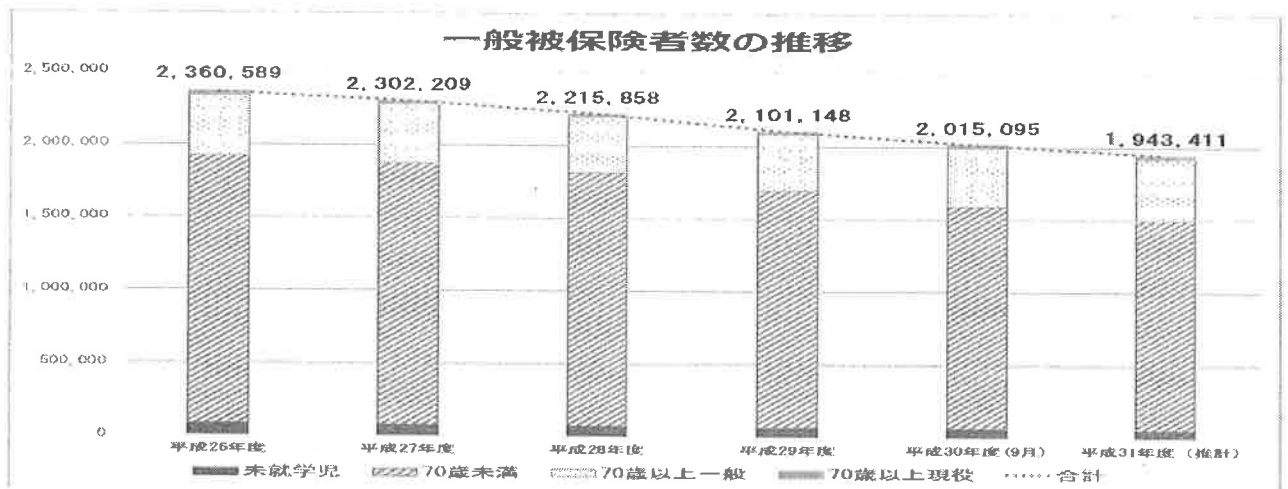
- ・保険給付費の増 【1人あたり約1.5万円】
- ・後期高齢者支援金の増 【1人あたり約0.1万円】
- ・介護納付金の増 【1人あたり約0.6万円】

#### ◀保険料の主な減要素▶

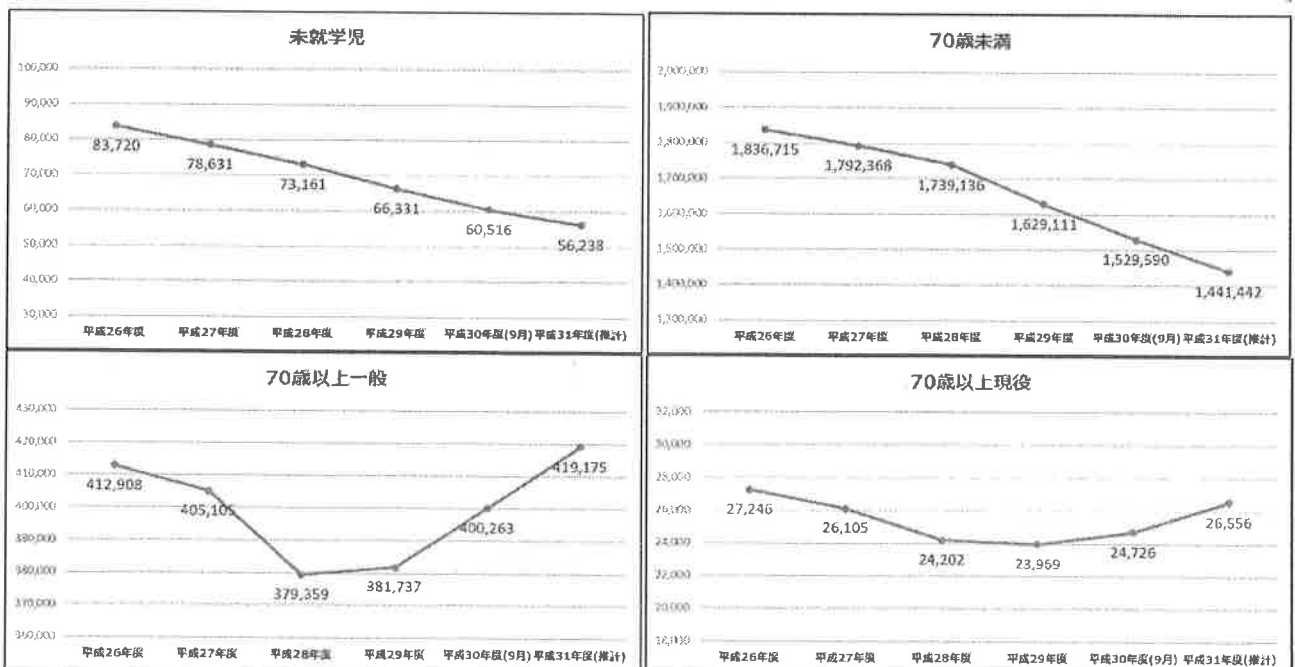
- ・国公費の増 【1人あたり約0.9万円】
- ・前期高齢者交付金（平成29年度清算後）の増 【1人あたり約0.1万円】

### ◀被保険者数▶

○ 被保険者数について、社保の適用拡大等により、全国の傾向と同じく大阪府においても減少傾向にあり、団塊の世代（1947～49年生まれ）が、平成29年度から70歳に移行していることから、高齢者の割合が増加している。



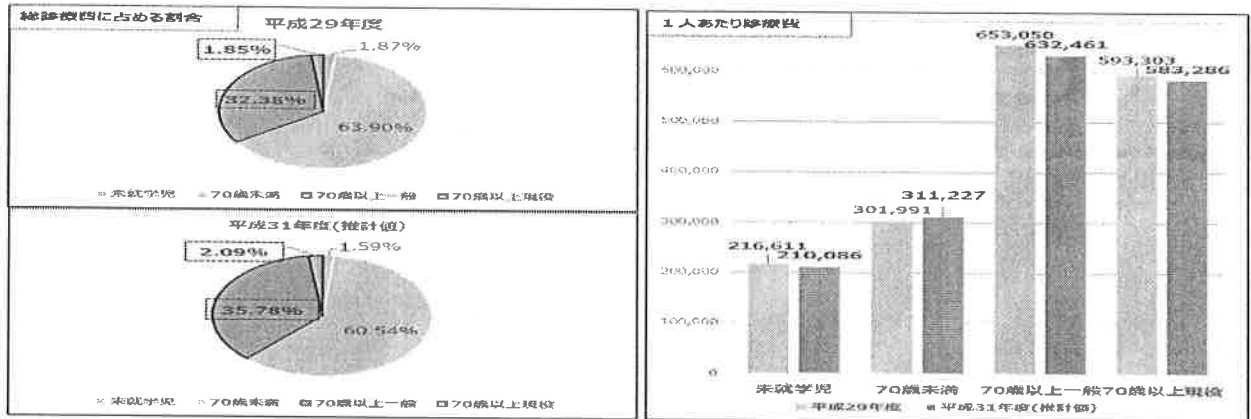
■推計被保険者数の比較 194.3万人 ▲10.6万人減、一方で70歳以上は+8万人増



## 《保険給付費の増》

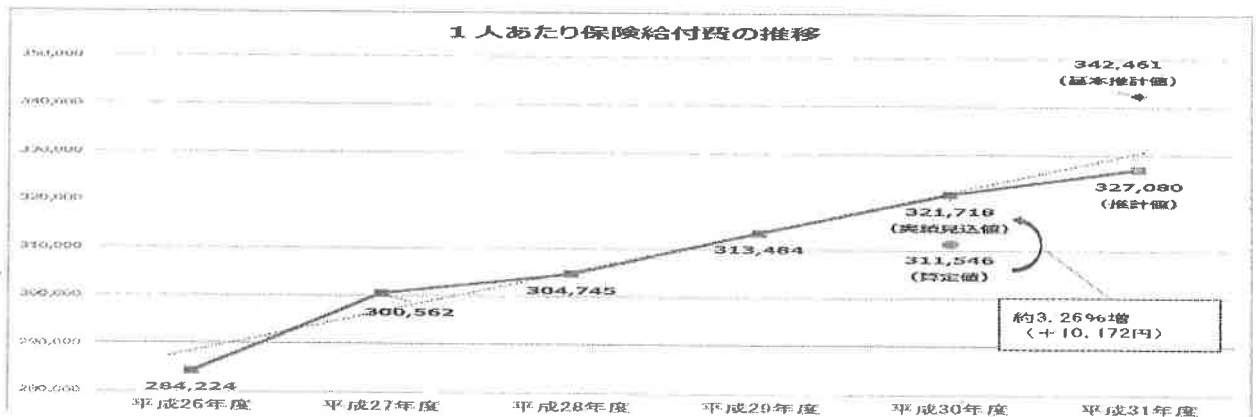
### 【診療費】

- 総診療費に占める70歳以上の割合が、34.23%から、37.87%と、約3.6%も増加しており、この世代の医療費単価が約2倍となっていることから、保険給付費の増は、高齢者の割合増加に伴う自然増によるものと考えられる。



### 【国の推計方法の見直し】

- 平成31年度の算定にあたっては、国の推計ツールが直近の3年間の診療費の伸び率の推移を踏まえたものに見直され、この推計ツールに基づき算定した結果、1人あたり医療費の平成28年度からの単年度伸び率は2.3%（平成30年度算定1.4%）となり、1人あたり保険給付費は327,080円となった。

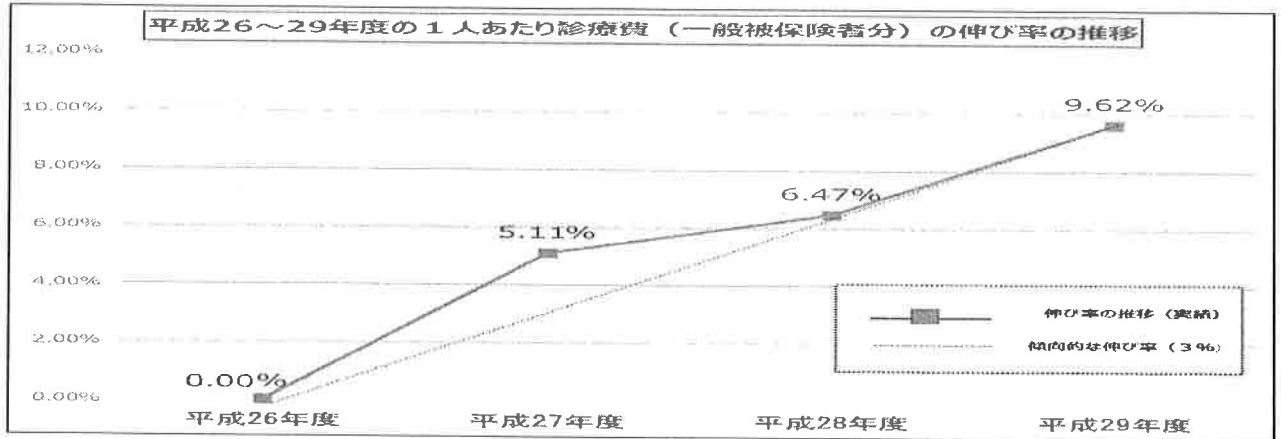


### 【平成30年度推計と実績との乖離】

- 保険給付費を国の推計ツールに基づき算定した結果、平成30年度の保険給付費の推計値と実績見込値との間に大きな差が生じている。
- 平成30年度の推計値は、平成28年度の診療費から24-26の伸び率を元に算出したが、平成29年度の診療費の実績値が判明していなかったことから、直近の傾向が反映できなかったため、結果的に、算定値が過少に出たものと考えられる。

- H29年度実績値 313,484円
- H30年度算定値 311,546円 ⇒ H30年度実績見込値 321,718円 (差+10,172円 約3.26%増)
- H30年度見込値とH31年度推計値の差は、+5,362円、H30年度算定値との差は+15,534円

- なお、大阪府における直近3年間（平成26 - 29年度）の1人あたり診療費の伸び率の傾向は、国が示す全国的な伸び率と同じ傾向を示しており、今回の算定結果については、過大、過少なものではないと考えている。



#### 《後期高齢者支援金及び介護納付金の増》

- 後期高齢者支援金においては、高齢化の進展により1人あたりで約1000円増えているもの。また、介護納付金においても、全国的に介護給付費の増加傾向にあると考えられることから、1人あたりで約6,000円増えているもの。

#### 《統一の有無に関わらず全国的にも同様の傾向》

- 今回の算定結果においては、保険料の統一の有無にも関わらず他府県においても同様に高い伸び率の傾向と聞いている。

#### 《今後の対応方針》

##### 【国への要望】

- 今後とも、大阪府としては、被保険者の負担を軽減し、新たな国民健康保険制度を安定的かつ円滑に運営する観点から、国に対して、追加の財政措置を要望するとともに、国民健康保険制度の構造的問題の抜本的解決に向け、医療保険制度の一本化の議論を進め、各医療保険制度間での保険料負担の格差是正を、引き続き、働きかけていく。

##### 【医療費適正化の推進】

- また、今後とも、医療費の増加が見込まれる中で、大阪府健康づくりプラットフォーム整備等事業により、特定健診を受診し、健康づくりに取り組む被保険者に対し、3千円を還元する取組みを進めるとともに、特定健診・特定保健指導の実施率の向上など、市町村の取組みの底上げを促進しながら、健康づくり・医療費の適正化の取組みを推進することで、被保険者の負担軽減につなげていく。

【参考】激変緩和措置のイメージ

- 新制度移行後の市町村標準保険料率（府内統一）の推移や国保の運営状況によって、激変緩和措置の考え方も左右されることになるが、激変緩和のイメージを掴むため、一例を作表したもの。
  - ・ 激変緩和期間の前半（30～32年度）は、平成29年度の保険料水準としている。
  - ・ 広域化初年度の30年度を除き、自然増による保険料の上昇は応分の負担としている。
  - ・ 激変緩和措置の後半（33～35年度）は、36年度の統一に向けた措置を実施する。
- 平成31年度以降の激変緩和措置は、次年度に検討を行う。

